

長野県警察における女性職員の活躍推進状況 (R8.7)

長野県警察では、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく特定事業主行動計画及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)に基づく事業主行動計画を兼ねるものとして、「長野県警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画(第二期)」(以下「取組計画」という。)を策定し、全ての職員がその能力を最大限に発揮して誇りと責任を持って生き生きと働ける長野県警察の実現につなげるため、多様な職員の活躍推進等に取り組んでいます。



長野県警察シンボルマスコット「ライボくん」

女性活躍推進法第19条第6項及び第21条、次世代育成支援対策推進法第19条第6項の規定に基づく公表

職員に占める女性職員の割合(毎年4月1日)

目標: 女性警察官の割合を令和8年4月1日までに12%以上

	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
警察官	11.8%	12.1%	12.7%	13.6%	14.3%
警察行政職員	45.4%	45.0%	45.2%	42.5%	49.6%



長野県警察シンボルマスコット「ライビちゃん」

男性職員の配偶者等出産休暇及び 育児のための休暇の取得状況

目標: 合計取得日数5日以上取得率100%

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
配偶者等出産休暇	94.7%	94.0%	99.4%	98.7%	97.2%
育児のための休暇	97.6%	97.0%	95.0%	98.7%	93.4%
合計5日以上取得	92.9%	91.5%	89.4%	92.7%	84.0%

※ 配偶者等出産休暇は3日間、育児のための休暇は子が1歳に達するまでの間に5日間取得できる制度です。

年次休暇平均取得日数

目標: 年間15日以上

	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
警察官	12.8日	16.0日	16.3日	16.4日	15.6日
警察行政職員	14.9日	16.7日	17.2日	17.1日	16.8日
全職員	13.0日	16.1日	16.4日	16.4日	15.8日

長野県警察での主な取組状況

- ◆ 女性職員の採用の拡大
 - ・ 女性警察官の一日を紹介するPR動画や、警察学校の学生からのメッセージをYouTube長野県警察公式チャンネルに公開するなど、女性の採用試験受験者の拡大に取り組んでいます。
 - ・ これまで女性が配置されていなかったポストに女性を積極的に登用しています。
- ◆ 仕事と子育ての両立支援
 - ・ 育児休業終了間近の女性職員及びその配偶者である警察職員を対象とした職場復帰支援研修会を開催しています。
- ◆ 男性職員の家庭生活への関わりの促進
 - ・ 妻の出産を控えている男性職員に対して上司が面談を実施し、パパの子育て計画書の作成などを通じ、育児休業等の取得を促進し、男性職員の積極的な育児参加を推進しています。
- ◆ ワークライフバランスの推進
 - ・ フレックスタイム制や職員の希望に基づく時差勤務を実施し、職員の更なるワークライフバランスの推進を図っています。
 - ・ 時間単位による「ひと呼休休暇」制度を活用した柔軟な休暇取得を促進しています。



令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表(女性活躍推進法第21条)

特定事業主名:長野県警察

令和8年7月28日公表

I 職員の男女の給与の額の差異(令和7年度)

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	79.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.3%
全職員	75.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職(警視・首席参事官級)	- ※
本庁課長相当職(警視・参事官級)	101.3%
本庁課長補佐相当職(警部級)	91.6%
本庁係長相当職(警部補級)	88.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	87.0%
31~35年	96.6%
26~30年	94.0%
21~25年	80.8%
16~20年	80.0%
11~15年	83.1%
6~10年	86.2%
1~5年	93.5%

- * 勤務年数は、採用年度を1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

- ・ 扶養手当や住居手当は、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多いことに加え、子育て世代の女性職員が、減額の対象である部分休業等を取得する場合が多いことから、給与の差異が認められる。
- ・ ※「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報(1)役職段階別の本庁部局長・次長相当職の区分は、情報公表の対象が少ないことにより、特定の職員の給与が推測し得ることから、公表の対象外とした。

II 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
警察官	22.5%	26.2%	27.8%	26.6%	24.8%
警察行政職員	41.8%	49.4%	47.9%	52.3%	60.0%

III 採用した職員に占める女性職員の割合

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
警察官	33.6%	26.0%	30.3%	28.0%	32.5%
警察行政職員	53.8%	75.0%	50.0%	54.5%	87.5%

IV 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
警察官	2.5%
警察行政職員	13.8%

【説明欄】

- ・ 令和8年4月1日現在の各役職段階にある職員のうちの女性の割合を算出している。
- ・ 管理職的地位にある職員とは、管理職手当を支給されている職員を示す。

V 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度 警察官	令和8年度 警察行政職員
本庁部局長・次長相当職（警視・首席参事官級）	2.9%	-%
本庁課長相当職（警視・参事官級）	2.3%	20.0%
本庁課長補佐相当職（警部級）	5.1%	25.0%
本庁係長相当職（警部補級）	5.4%	37.6%

【説明欄】

- ・ 令和8年4月1日現在の各役職段階にある職員のうちの女性の割合を算出している。
- ・ 対象の職員がない場合は、「-」と表記している。



Ⅵ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	66.3%
女性	103.2%

(2) 会計年度任用職員

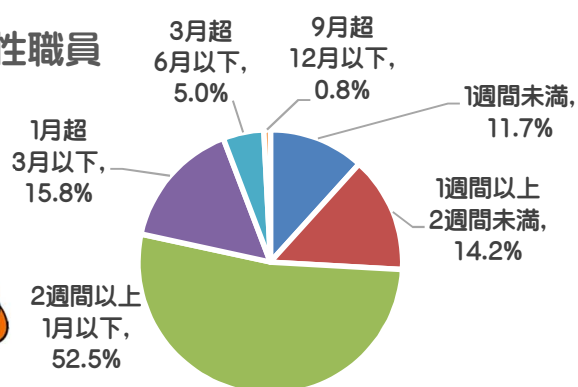
区分	令和7年度
男性	- %
女性	- %



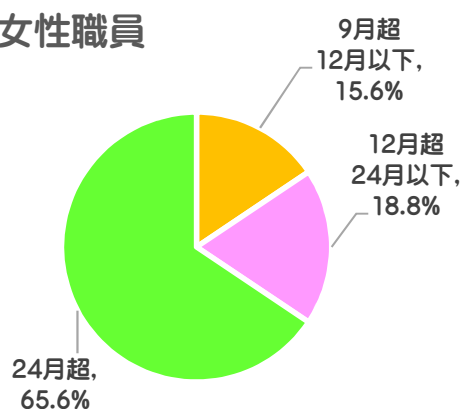
2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況 (令和7年度)

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	11.7%	0%	- %	- %
1週間以上2週間未満	14.2%	0%	- %	- %
2週間以上1月以下	52.5%	0%	- %	- %
1月超3月以下	15.8%	0%	- %	- %
3月超6月以下	5.0%	0%	- %	- %
6月超9月以下	0%	0%	- %	- %
9月超12月以下	0.8%	15.6%	- %	- %
12月超24月以下	0%	18.8%	- %	- %
24月超	0%	65.6%	- %	- %

男性職員



女性職員



【説明欄】

- ・ 対象の職員がない場合は、「-」と表記している。
- ・ 同一誕生日の子がいる場合は、1人としている。
- ・ 前年度に子が生まれたものの、産前産後休暇期間中のため、その年度には取得せず、翌年度になり取得した職員を含むため、取得率が100%を超えることがある。



VII 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
警察本部等	15.9 時間／月
警察署	17.8 時間／月



VIII 男性職員の配偶者等出産休暇及び育児のための休暇の合計日数分布状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
配偶者等出産休暇	94.7%	94.0%	99.4%	98.7%	97.2%
育児のための休暇	97.6%	97.0%	95.0%	98.7%	93.4%
合計5日以上取得	92.9%	91.5%	89.4%	92.7%	84.0%

合計取得日数	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
割合	0.6%	1.7%	1.7%	6.1%	6.6%	18.8%	8.8%	9.4%	46.4%

合計取得日数の分布

